



4月1日
スタート

ルールを守って

資源ごみの分別収集

新しいリサイクル事業として、資源ごみの分別収集が始まりました。全戸に配布しました「ごみの出し方」のチラシを再度ご確認のうえ、分別収集にご協力をお願いします。また、わかりやすく分別収集のポイントをつくりましたので参考にして下さい。

分別収集のポイント

- ①袋の種類は、資源ごみ袋・もえるごみ袋・もえないごみ袋の3種類です。
- ②資源ごみシールは紙類をたばねたものに貼ります。
- ③缶・ビン（無色、茶色、その他の色の3種類）・ペットボトル・衣類（白、色の2種類）・紙類（新聞、雑誌、ダンボール、飲料パック等）は確実に分別して下さい。
- ④ガラス類・金属類・紙類（普通紙、その他の紙）は、分別しやすいものから始めて下さい。
- ⑤資源ごみのステーションは、現在利用しているもえないごみのステーションを利用して下さい。
- ⑥資源ごみの収集日は、毎月3日と17日です。（もえないごみと同じです。）
- ⑦各行政区において説明会等を希望する場合、または不明な点がありましたら、保健衛生課環境係までご連絡下さい。

☎1211
内線218

「改正消費税」 ここがポイント



4月1日から消費税（地方消費税含む）が5%に改正されました。改正の内容は1月広報でお知らせしましたが、今回は、このポイントについてお知らせします。

1、改正のねらい

- 働き盛り世代の税負担を軽減
- 将来世代の負担が重くなりすぎないように、社会全体の構成員が広く負担をわかちあう
- 安心して暮らせる社会を支える財源の確保
- 地方分権の推進、地域福祉の充実

2、先行してはじまつた恒久的な減税

- 税率の仕組みの見直しや各種控除の引き上げによって、平成7年度から恒久的な減税がはじまっています。
- 消費税率の引き上げによって影響を受けやすい方々に対してさまざまな措置が講じられています。

3、消費税制度がよくなる

- 中小事業者に対する特例措置の大幅な見直し
- いわゆる「益税」の解消
- 便乗値上げの防止

4、新たに創設された地方消費税

- 地方消費税の収入の半分は、市町村へ交付され、地域社会の充実に役立てられます。

閲覧できます



平成9年度固定資産税の課税基礎となる課税台帳の縦覧は、固定資産の所有者が自分の資産に対する課税内容等を再確認するための機会です。

期間…4月21日(月)まで
(土・日曜日は除く)
午前8時30分～
午後5時
場所…役場税務課

います。

①臨時福祉特別給付金の支給

②「高齢者、障害者住宅福祉等整備基金」の設立等